

1 平成13年1月25日報告分(福岡市公報平成13年1月25日第4854号(別冊)公表分)

(事務監査)

【指摘事項】

3 負担金交付事務について

平成12年度の負担金交付事務において、本来、市が支出すべき負担金を関係団体等が負担していたものがあった。経費区分の明確化をはかられたい。

(博多工業高等学校、福岡西陵高等学校)

【講じた措置】

「福岡県高等学校書道教育研究部会」学校負担金については、相手方との協議の結果、支払い要件が整ったので、負担金交付事務規則どおりに支払うこととした。

また、「福岡県高等学校芸術科研究会美術・工芸部会」、「福岡県高等学校保健体育研究部会」学校負担金については、支払い要件が整わないため、これを廃止した。

2 平成14年1月28日報告分(福岡市公報平成14年1月28日第4948号(別冊)公表分)

(事務監査)

(4)下水道局

【指摘事項】

ア 負担すべき金額のあり方について関係機関への更なる提言、協議を求めるもの

下水道法第31条の2の規定により、御笠川那珂川流域下水道の利益を受ける本市は、その維持管理のために、流域下水道維持管理費負担金として応分の負担を行う必要がある。しかしながら、御笠川那珂川流域下水道維持管理費負担金において、負担金支出先の当該管理に係る事業の収支は毎年多額の剰余金の繰り越しが生じているにもかかわらず、その負担すべき額の見直しがなされておらず、収支に見合う応分の負担となっていない状況である。

下水道法では市町村が負担すべき金額は当該市町村の意見をきくものと規定され、又御笠川那珂川流域下水道の関係市町で締結している覚書では原則として3年ごとに見直しを行い、繰越額の増大等緊急に見直す必要が生じた場合は、協議の上、随時見直しを行うものと定めている。当該負担のあり方について、福岡県及び関係市町へ更なる提言、協議に努められたい。

(営業課)

【講じた措置】

流域下水道維持管理費負担金のあり方については、関係市町と連携し、福岡県に対し収支に見合った応分の負担となるよう、また、剰余金(繰越金)については、迅速な返還を行うよう早期解決に向け、協議を進めている。

なお、関係市町の首長連名による、剰余金の速やかな返還を求める要望書を平成15年4月25日に提出したところである。

3 平成14年9月5日報告分(福岡市公報平成14年9月5日第5007号(別冊)公表分)

(事務監査)

(1)総務企画局

【指摘事項】

ア 委託契約の事務処理について注意を求めるもの

契約の完了検査は、契約書等関係書類に基づいて行わなければならない。しかしながら、「平成13年度どんたく山車制作委託契約」において、契約書不備のまま完

了検査を行っていた。

委託契約の事務処理については、福岡市契約事務規則等に基づき適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

(総務課)

【講じた措置】

委託契約の事務処理については、福岡市契約事務規則等に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に指導を行った。

(2) 財政局

【指摘事項】

ア 宝くじ発売収益金の配分について関係機関への協議を求めるもの

福岡県内で発売した当せん金付証券(いわゆる宝くじ)の収益金は、本市の公共事業及び公益増進事業の財源に充てられている。配分基準については、人口や発売額等を勘案し、福岡県、北九州市及び本市の3者で協議して決められており、協議書によると、特別の情勢の変化がある場合には、協議のうえこれを変更するものとして規定されている。

現行の配分基準は昭和47年に協議したものであり、相当期間が経過し、情勢も変化していると考えられることから、配分基準の見直しについて、福岡県及び北九州市との協議に努められたい。

(財政課課長(財源・公債・対外調整担当))

【講じた措置】

宝くじ発売収益金の配分見直しについて、福岡県、北九州市と協議を行うことについて同意を得た。

(3) 環境局

ア 少額物品購入の契約事務の業者選定手続について注意を求めるもの

【指摘事項】

物品購入契約に係る業者の選定に当たっては、福岡市指名基準、契約事務の手引き等により業者の選定を行い、原則として、物品購入の競争入札有資格者名簿(登録業者名簿)に登載された者の中から選定することとされている。しかしながら、平成13年度の少額物品購入の契約事務において、発注する物品の登録業種に登載されていない業者を、契約の相手方として選定していたものがあつた。

平成12年10月から物品購入の原課契約の上限額が引き上げられたことにも留意し、今後、少額物品の購入契約に当たっては、業者の選定手続に遺漏がないよう注意されたい。

(施設課、中部中継所及び東部埋立管理事務所)

【講じた措置】

契約事務における業者の選定については、福岡市契約事務規則等に基づき発注する物品の登録業種に登載されている業者の中から選定するよう職員へ指導した。

イ 契約、支出等の事務効率化を要望するもの

【指摘事項】

西南部事業所で日々の給湯用等に使用する灯油の購入及び支払いについては、適正な事務処理が行われているものの、その事務処理は、灯油を必要とする都度、同様の契約等の手続を多くの回数にわたり反復処理しているものである。

当該灯油の購入に当たっては、契約、支出等の事務効率化を図る観点から、灯油等の価格変動を踏まえつつ、単価契約、資金前渡金による少額物品購入制度の採用等、その契約方法等の在り方を検討され、今後、契約、支出等の事務の効率化が図られるよう要望する。

(西南部事業所)

【講じた措置】

灯油の購入は単価契約で行うこととした。

(4) 土木局

ア 委託契約の事務処理について注意を求めるもの

【指摘事項】

平成13年度の「福岡市営駐車場管理等委託契約事務」において、次のような事例が認められた。今後、委託契約の履行確認及び事務処理は、委託契約書及び関係法令等に基づき適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

(ア) 委託契約書において、執行残額が生じたときは返還することとされ、人件費についての精算は行われていたが、物件費については同額の精算とされており、物件費に係る精算の取扱が明確なものとはなっていない。

(イ) 当該委託料については、人件費、委託料等の物件費、諸経費及び消費税に分類され積算されているが、精算報告書において、積算表に示されていない費目について執行額の計上があったほか、平成14年4月1日から稼働開始する新管制機器用の駐車券等に係る経費が予算措置されていないなど、積算自体が事業の実態を表すものとはなっておらず、詳細な積算とする必要があると思われる。

(ウ) 新たに軽微な業務の執行が生じたものについて、支出内容（理由、金額等）を明確にした決裁等がなく、口頭により承認がなされているものがあった。契約書の中で依頼書の提出を求めるなど規程等の整備を図られるよう検討されたい。

（道路管理課）

【講じた措置】

(ア) 委託契約の履行確認及び事務処理は、委託契約書及び関係法令等に基づき、適正な事務処理を行うよう課内会議で職員へ指導を行った。

(イ) 年度中途に新たに大幅な金額の変更を伴う業務委託を行う必要が生じた際には、必ず協議書を取り交わし、適正に手続きを行うよう職員へ指導を行った。

(ウ) 新たに軽微な業務の執行が生じたものについて、支出する必要がある際には、支出内容（理由、金額等）を明確にするために、協議書を取り交わすこととした。

(5) 建築局

ア 都市高速道路通行券の使用に当たり検討を求めるもの

【指摘事項】

事務事業の遂行に当たっては、その経費が経済的な執行となるように努めなければならない。しかしながら、平成13年度において、一般道路を通行した場合と時間的に大きな差がないにもかかわらず、緊急性があるとして天神北ランプから箱崎ランプまで都市高速道路を往復とも使用しているものがあった。

今後、都市高速道路通行券の使用に当たっては、その必要性について、経済性、効率性の観点から検討されたい。

（建築指導課）

【講じた措置】

都市高速道路通行券の使用について、走行距離等による運用基準を定めた。

(6) 港湾局

【指摘事項】

イ 物品購入契約事務について注意を求めるもの

広報印刷物等を発行するに当たっては、効果的な広報活動のために目的、内容等とともに、経済性も考慮しその数量についても検討し発行しなければならない。

しかしながら、平成12年度に委託により作成・印刷された「アイランドシティ広報誌「島都誌」NO-2」の追加印刷が平成13年度において年4回行われていたが、納品完了後1か月にも満たないうちに発注されているものがあった。契約単価につ

いては、印刷部数は異なるものの、いずれも前契約単価よりも低額となっており、一括発注することにより印刷経費は安くなっていたと考えられることから、今後、広報誌の追加印刷については、必要数量をより慎重に把握のうえ経済性も考慮し、効率的に発注されるよう十分注意されたい。

(事業管理課)

【講じた措置】

広報誌等の追加発注に当たっては、さらに適切な必要部数を把握するなど、より効率的な事務の執行に努めるよう課内会議を開き、周知徹底を図った。

【指摘事項】

ウ 公有財産管理の事務処理について改善を求めるもの

福岡市営渡船条例に基づく渡船施設の目的外使用許可に係る平成13年度の施設使用料の納入において、次のような事例が認められたため、関係法令等に基づき適正な事務処理となるよう改められたい。

(ア) 年間を継続して設置許可している貸付使用料の一括納入において、納入通知書の納期限を年度末として送付されているものが散見された。福岡市営渡船条例において納入期限は特に定めていないが、継続する貸付使用料は、前納又は当月納入(分納の場合)が通常と思われ、かつ、歳入の早期確保の点からも、納期限日の適正な設定について検討されたい。

(イ) 納期限までに完納しない者がある場合は、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例に基づき納期限後20日以内に督促状を発しななければならないが、納期限を過ぎて納付されていないものがあるにもかかわらず督促されていないものがあった。

(客船事務所)

【講じた措置】

公有財産管理の事務処理について、今後、適正な納期限設定、未納処理を行うよう課内会議の中で徹底を図った。

(工事監査)

(1) 建築局

ア 設計積算について注意、改善を求めるもの

【指摘事項】

(ア) 平成12年度「平成12年度公営住宅八田第2団地外1箇所造成実施設計等業務委託」

(契約金額 1,155万円)

本業務委託の防災項目において、協議の進捗に伴って防災施設の一部業務が不要となったが、これらの変更処理がなされていなかった。

今後は、「造成設計業務委託積算基準」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(施設建設課)

【講じた措置】

所属職員の研修において、「造成設計業務委託積算基準」を配布し、設計内容の変更が生じた場合は、設計の見直しを行い、「委託積算基準」を遵守した変更処理を行うよう周知徹底を図った。

【指摘事項】

(イ) 平成13年度「平成13年度公営住宅八田第2団地(4期)造成工事」

(契約金額 6,012万3,000円)

造成工事法面工の積算において、法面保護として施工した植生基材吹付工の計上単価に誤りがあった。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。
(施設建設課)

【講じた措置】

「土木工事標準設計歩掛」における、施工規模等による加算率・補正係数について所属職員の研修を行い、今後、適正な設計積算を行うよう周知徹底を図った。

(2) 港湾局

ア 設計積算について注意，改善を求めるもの

【指摘事項】

(ア) 平成12年度「平成12年度香椎地区護岸築造工事」

(契約金額 1億9,530万円)

石張舗装の設計積算において、舗装前処理として基面整正が計上されているが、機械で床掘りを行う場合に計上するものであり、設計計上すべきでなかった。

今後は、「土木工事標準設計歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(工務課)

【講じた措置】

石張舗装の設計積算については、今後、舗装の前処理に基面整正を計上しないよう、職員に対して指導を行った。

【指摘事項】

(イ) 平成12年度「アイランドシティ地区平成12年度1工区受変電設備設置工事」

(契約金額 1億7,640万円)

本工事のケーブル配線工事において、電線路についての材質、形状等の詳細仕様が設計図書に明示されていなかった。

設計図書は工事費見積時及び施工時において重要なものであり、今後は専門技術者による審査体制を図る等適正な設計図書作成に努められたい。

(建設課)

【講じた措置】

機械・電機設備工事については、今後、機械・電機の技術に精通した職員が配属されている所属から、指導・助言・精査を受けるよう職員の指導を行った。

【指摘事項】

(ウ) 平成13年度「アイランドシティ地区平成13年度余水処理施設設備工事」

(契約金額 2億7,615万円)

a 本工事は「下水道用機械・電気設備請負工事工事費積算要領並びに同積算基準」により積算されているが、現場間接費については対象額に一定の率を乗じて算出することになっており、その対象額の算定に誤りがあった。

今後、積算においては十分注意されたい。

b 総額約2億円余りの機器費等について、積み上げ積算しないで一式計上をもって3社からの見積りで設計価格を算定しているが、金額的並びに性能発注的要素が強い工事については、より適正な設計価格を算定するために、もっと多くの見積書を徴収することが望まれた。

今後、見積依頼について検討されたい。

(建設課)

【講じた措置】

a 機械・電機設備工事については、今後、機械・電気設備技術に精通した職員が配属されている所属から、指導・助言・精査を受けるよう職員の指導を行った。

b 見積り依頼業者数については、今後、他部局の事例等を十分調査の上、金額及び性能等を勘案し決定するよう職員の指導を行った。

【指摘事項】

(I) 平成13年度「西戸崎地区護岸築造工事」

(契約金額 1億6,384万8,300円)

イメージアップ費の計上において、実施内容を設計図書(特記仕様書)に条件明示するものとなっているが、記載されていなかった。

今後は、イメージアップ経費の積算要領等に基づき、適正な設計図書の作成に努められたい。

(工務課)

【講じた措置】

設計積算については、今後、「土木工事におけるイメージアップ経費の積算について運用(通知)」に基づき設計図書(特記仕様書)に実施内容を明示することとし、職員に対し指導を行った。